

公益社団法人日本口腔インプラント学会 抄録査読委員会細則

令和4年5月29日 制定

(設置)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会委員会設置規程第4条第1項の規定に基づき、抄録査読委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この細則は、学術大会における各種抄録査読の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、次に定める委員をもって構成する。

- (1) 学術委員会委員長
 - (2) 学術委員会副委員長2名
 - (3) 学術委員会委員
 - (4) 学術委員会が正会員から選出し、支部長了承の下、学術委員会の議を経て理事長が委嘱した者
- 2 委員長は、前条第1号に規定する学術委員会委員長とし、副委員長は、前条第2号に規定する副委員長とし、理事長が委嘱する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。
- 3 委員は、この規程の第7条に掲げる事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。

(任期)

第5条 第3条第1項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。
- 3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

(審議事項)

第7条 本委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学術大会演題の査読に関する事項
- (2) その他、学術委員会から諮問された事項

(業 務)

第8条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) 学術大会演題の査読に関する業務
- (2) 学術大会演題の査読に付随する業務
- (3) その他、学術委員会から諮問された業務

(細 則)

第9条 この細則の施行に関し必要な内規等は、本委員会の発議により、学術委員会の議を経て別に定める。

(改 廃)

第10条 この細則の改廃は、学術委員会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、令和4年5月29日に制定し、同日から施行する。